

## 第 12 章 - 植物品種保護の侵害に対する救済及びその他の措置

### 第 121 条 植物品種保護の侵害に対する救済

所有者は、第 111 条に基づく植物品種保護の侵害に対して民事訴訟による救済を受けるものとする。証明書に記載された品種名称で品種が販売されている場合、品種は同じ品種であるとみなされる。(7 U.S.C. 2561.)

### 第 122 条 有効性の推定；抗弁

(a) 植物品種保護証書は有効であると推定される。植物品種保護の無効を立証する責任は、無効を主張する当事者が負わなければならない。

(b) 以下は、侵害訴訟における抗弁であり、また、抗弁されるものとする。(1) 侵害の有無、侵害に対する責任の不存在、又は無効力性。(2) 保護の条件として、第 42 条に規定されているあらゆる場面での植物品種保護の妥当性の無効。(3) 第 52 条の要件を遵守しなかった場合の訴訟における植物品種保護の無効。(4) 主張された侵害は、主張されたものに反する既存の証書の下で、かつ侵害の通知に先立って行われたこと。(5) この法律によって抗弁されたその他の事実又は行為。(7 U.S.C. 2562.)

### 第 123 条 差止命令

本条に基づく事件についての管轄権を有する裁判所は、裁判所が合理的であると認める条件に基づいて、本条に基づく権利の侵害を防止するために、差し止め命令を出すことができる。(7 U.S.C. 2563.)

### 第 124 条 損害

(a) 侵害を発見した場合、裁判所は侵害を補償するのに十分な損害賠償額を裁定するものとする。

(b) 損害賠償額について陪審による評決が行われなかった場合は、裁判所がそれを査定しなければならない。いかなる場合でも、裁判所は、決定した金額の 3 倍まで損害賠償を増額することができる。

(c) 裁判所は、該当する状況下での損害賠償額又は適正な許諾料を決定するための補助として、鑑定人の証言を聴取することができる。

(d) 侵害された品種の証書の発行に先立って、又は侵害された品種の証書を発行する前に侵害した場合、裁判所は侵害者に無実の意思を確定させ、損害賠償の裁量権を有するものとする。(7 U.S.C. 2564.)

#### 第 125 条 弁護士費用

裁判所は、例外的事件においては、勝訴当事者に支払われる合理的な弁護士費用を裁定することができる。(7 U.S.C. 2565.)

#### 第 126 条 損害賠償に関する時間的制限

(a) 侵害に対する訴え又は反訴の提起前、6 年を超える時期に行われた（又は 1 年以上所有者に知られている）侵害に対しては訴訟による回復を受けることができない。

(b) 保護された品種の無許可使用に関する合衆国政府に対する請求の場合は、補償請求を処理する権限を有する政府の部門又は機関が当該請求書を受領した日から、政府が請求人にその請求を否認する旨の通知を郵送した日までの、提訴前における期間は前項の期間の一部としては数えない。(7 U.S.C. 2566.)

#### 第 127 条 損害賠償の制限；表示及び通知

所有者は、品種の種子の容器に、「許可なく増殖禁止」又は「許可ない種子増殖禁止」といったラベルを添付することによって、また、証書発行後に「アメリカ合衆国保護品種」といった表示を付すことによって、当該品種が植物品種保護を受けたものであることを公衆に通知することができる。そのような表示をしなかった場合は、所有者は侵害訴訟によって損害賠償を受けることができない。ただし、侵害者が、侵害について通知を受けており、その後、侵害を継続したことが証明された場合は、当該通知の後に生じた侵害に対してのみ、損害賠償を得ることができる。侵害訴訟の提起は、当該通知を構成するものとする。(7 U.S.C. 2567.)

#### 第 128 条 虚偽表示；差止命令

(a) 以下の各行為は、有性繁殖植物若しくは塊茎又は塊茎の一部の販売、販売の申し出、又は広告宣伝に関連して行われる場合、禁止されている。長官は、当該行為が行われたことについて聴聞の機会を設けた後、当該行為の差し止め命令を発することができ、当該命令は、第 71 条に基づいて上訴されない限り、拘束力がある。

(1) “アメリカ合衆国保護品種”という言葉、又は当該植物は、保護証書によって保護されているという文言や番号を使用すること。若しくは、

(2) 当該植物は、植物品種保護の申請中である品種であることを意味する文言を使用すること。若しくは、

(3) 「許可なく増殖禁止」又は「許可なく種子増殖禁止」という文言又は類似の文言を合理的な根拠なしに使用すること。合理的な根拠とは、その後に申請中の申請書又は有効な証書によって正当化された場合を除き、合理的な根拠は、品種の最初の販売から 1 年後に効力を失う。

(4) 証書の有効期限が切れた後であっても、本法に基づき保護証書が発行された品種名称を使わなかった場合、ただし、この法律に基づいて保護証書が発行された品種名の使用が州法の下で必要とされない場合は、芝生、芝、牧草、アルファルファ又はクローバー種子を品種名称なしで販売することができる。

(b) 拘束力のある禁止及び秩序の崩壊に違反し、又は上記 (a) により禁止されている行為を、公衆を欺く目的で行い、有罪判決を受けた者は、500 ドル以上 10,000 ドル以下の罰金を科される。

(c) 本条の (a) 項で禁止されている行為により損害を受けた又は損害を被る可能性のある者、又はその行為が行われたことに関連して競合する者は、民事訴訟により救済されることができる。(7 U.S.C. 2568.)

#### 第 129 条 非居住権利者；送達及び通知

合衆国に居住していないすべての所有者は、植物品種保護庁に対し、合衆国の居住者であって、植物品種保護又はその権利に影響を及ぼす訴訟に関する書類又は通知の送達先とすることができる者の名称及び宛先を記載した指名書を提出することができる。被指名人が最後に提出された指名書に記載されていた宛先に見当たらない場合又は何人も指名されていない場合は、管轄権は、合衆国バージニア東部地方裁判所が有することとなり、かつ、召喚は、公示又は同裁判所が命じるその他の方法で送達される。同裁判所は、植物品種保護の所有者が同裁判所管轄地域内にいる場合と同様に、植物品種保護又はそれに基づく権利に関する処分を下す管轄権を有する。(7 U.S.C. 2569.)

#### 第 130 条 植物品種保護の侵害に対する州、州の機関及び州の職員の責任

(a) 州の機関及び公的資格において行動する州又は州の機関の幹部職員又は一般職員は、第 111 条による植物品種保護の侵害、又は本法第Ⅲ部に基づくその他の違反に対し、政府機関又は非政府機関を含めたいずれの主体が提起する連邦裁判所における訴訟に対

し、合衆国憲法第 11 回修正に基づく又は主権者免責に関する他の政策に基づく免責を受けることができない。

(b) 上記 (a) に規定した違反に関する同項に規定した訴訟においては、私的主体を相手とする訴訟において当該違反に対して取得することができる救済と同程度の救済（法律上及び衡平上の両方による救済を含む）を、その違反に関して取得することができる。この救済には、第 124 条に基づく損害、利子、費用及び三倍額損害賠償及び第 125 条に基づく弁護士費用が含まれる。(7 U.S.C. 2570.)

## 第 13 章 - 目的と分離可能性

### 第 131 条 目的

アメリカ合衆国議会は、研究及び商業活動を十分に奨励し、憲法上の権限を行使して新品種を保護し、もって国民が新品種の利益を享受することを目的とする。憲法第 1 条第 3 項及び第 8 項に基づく。(7 U.S.C. 2581.)

### 第 132 条 分離可能性

この法律がいずれかの条項又は状況に関して違憲とされた場合であっても、他の条項及び状況については有効である。(7 U.S.C. 2582.)

## 第 14 章 - 暫定規定及び関連する制定法、免除された植物; 雑則

### 第 141 条 発効日

この法律は、制定時に効力を生ずる。出願は長官に提出され、植物品種保護局が組織され運営されるまで彼が保持することができる。(7 U.S.C. 2321.)

### 第 142 条 連邦種子法の改正法 (7 U.S.C. 1551.)

### 第 143 条 司法規則の改正 (28 U.S.C. 1545.)

### 第 144 条 廃止 (7 U.S.C. 2583.)

### 第 145 条 法律の略称

この法律は、「植物品種保護法」(7 U.S.C. 2321 注) として引用することができる。